

料金表（第1号通所事業）

（令和3年10月1日より）

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用料の額は、介護保険負担割合証に記載された割合になります。

（1）通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分：通所介護相当サービス】

利用者	基本利用料	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
事業対象者 要支援1	16,720円	1,672円	3,344円	5,016円
事業対象者 要支援2	34,280円	3,428円	6,856円	10,284円

※上記の基本利用料は、宇部市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算・減算：通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

種類	要件（概要）		額		
			利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
サービス提供 体制強化加算 （I）	宇部市が定める 基準に適合 している場合	事業対象者 要支援1	88円	176円	264円
		事業対象者 要支援2	176円	352円	528円
介護職員処遇 改善加算（I） 介護職員等特 定処遇改善加 算（I）	介護職員の処遇改善に関 して、一定の改善基準 を超えた場合		ケアマネージャー作成のサービス利用票をご覧ください		
同一建物減算	デイサービス センターと同 一建物に居住 する場合	事業対象者 要支援1	-376円	-752円	-1,128円
		事業対象者 要支援2	-752円	-1,504円	-2,256円